

身に覚えのないハガキは無視！

架空請求ハガキを送りつける詐欺が急増

「民事訴訟管理センター」や「国民訴訟通達センター」など、存在しない公的機関の名称を用いて、架空請求ハガキを送りつける詐欺が市内で多発しています。

既に今年に入り、約1,400万円をだまし取られた事件が発生しました。また、3月23日までに消費生活センターへは37件もの相談が寄せられています。

多発している架空請求ハガキとは？

送られてくるハガキには「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」、「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと書かれています。過去に利用した業者への未払いがあるかのように思わせるのが手口で、請求金額や債務の内容はハッキリとは記載されていません。

そして、期日まで連絡しなければ、「給料や預金を差し押さえる」「動産や不動産の差し押さえを強制的に執行する」と不安をあおり、訴訟の取り下げについて連絡をするよう誘導します。



総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(ぬ)716

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴状申し入れされたことを本状にて報告いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載日に指定の裁判所へ出廷となります。尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、あなたの給料、財産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成30年3月9日

民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関
消費者相談窓口 03-
受付時間9:00～18:00(日・祝日を除く)

▲実際に送られてきた架空請求のハガキ

ハガキに記載されている連絡先には電話しないこと

ハガキに記載のある連絡先へ電話をしてしまうと、示談金や訴訟の取り下げ手数料などの名目で、執拗にお金を要求されてしまいます。さらに、電話番号などの個人情報を知られてしまうことになり、その後も請求電話が繰り返されてしまう恐れがあります。

お金の支払い方法は、これまでのような金融機関への振り込みや、宅配物に見せかけて直接送付させるといった手段だけではなく、最近では、コンビニエンスストアでプリペイド型電子マネーを金額分購入させ、その番号を連絡するよう指示してくる手段も増えています。

◎身に覚えのないハガキが届いた場合は、あわてず落ち着いて、消費生活センターまたは鹿嶋警察署へご相談ください。



消費生活センター ☎ 85-1320

消費者ホットライン ☎ 188

鹿嶋警察署 ☎ 82-0110



変だな・不安だなと感じたら、こちらに電話を

＋ 各種予防接種費助成のお知らせ ＋

☎ 保健センター ☎ 82-6218

■ 妊婦の夫、妊娠を希望する女性の風しん ■

[対象] 平成2年4月1日以前に生まれた方で、過去に助成を受けたことがなく、接種時点で市内に在住する妊婦の夫、または妊娠を希望する女性。



なお、妊娠している方、またはその可能性がある方は接種できません(接種後2カ月間は妊娠を避けることが必要)。

[接種期間] 4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

[助成金額] 3,000円(任意接種での助成は生涯1回限り)※予防接種費用が助成金額以下の場合は、実費を助成します。

[助成方法] 償還払い

[申請方法] 医療機関で接種をした後、保健センター窓口で申請してください。

[持ち物] 身分証明書(健康保険証など)、予防接種費領収書原本(風疹予防接種費用とわかるよう明記)、振込口座がわかるもの(通帳など)、印鑑(朱肉を使うもの)、母子手帳(妊婦の夫のみ)

■ 高齢者肺炎球菌 ■

[対象] これまでに一度も接種したことがない方で、下記①または②に該当する方

①平成30年度内に対象年齢(65・70・75・80・85・90・95・100歳)になる方

※4月中旬に予診票を送付します。

②60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の周りの日常生活が極度に制限される障がいや、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方

[接種期間] 平成31年3月31日(日)まで

[助成金額] 3,000円

※予診票を持参して接種した場合に限ります。

[接種方法] 通知に同封した医療機関リストに掲載されている契約医療機関に直接予約をして、接種してください。

[持ち物] 予診票、健康保険証

※①で予診票が届かない方および②の方は、接種をする前に必ず保健センターに連絡してください。

鹿嶋市指定文化財を追加しました

☎ 社会教育課

市教育委員会では、明石地区(大字明石字峯401番5)に所在する「明石の百庚申ひゃくこうしん」を市の有形民俗文化財に指定しました。

明石の百庚申は、「庚申」という文字が刻まれた石塔90基・青面金剛像が掘られた石塔10基、計100基からなる江戸時代後期(1846年～1855年)に奉納された庚申塔こうしんとうです。

庚申塔こうしんとうとは、庚申講こうしんさま(お庚申様)の記念などに建立された石塔で、市内の多くの地区で江戸時代から大正時代にかけての庚申塔が確認されています。

百庚申は、利根川沿いに群馬・埼玉・千葉・茨城と並ぶように所在が確認されていますが、茨城県内ではほとんど例がなく、大変貴重なものです。



▲市有形民俗文化財に指定された明石の百庚申

いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会 翔べ 羽ばたけ そして未来へ Vol.11

☎ 国体推進室

ト伝の郷リニューアルイベント開催

昨年8月から行っていたト伝の郷運動公園多目的球技場の改修工事が終了しました。競技場は、日本サッカー協会公認の人工芝に張り替え、照明をこれまでの1面から2面に増設し、さらに観客席を2面ともに新設しました。今後は、同協会主催の公式大会の開催が可能となります。



今回、NPO法人鹿嶋市体育協会の50周年記念イベントと合わせてト伝の郷運動公園多目的球技場のリニューアルイベントを行います。

小学生以下の方は誰でも参加可能なイベントもありますので、新しいピッチをぜひご体感ください。

☎ 4月21日(土) 9:30～13:00

☎ ト伝の郷運動公園多目的球技場

[内容] 9:30～オープニングセレモニー、10:00～サッカーイベント(記念試合・キックターゲットほか)

4月12日(木)鹿嶋市役所での献血は、保健センター(市役所隣)での実施となりますのでご注意ください。

☎ 保健センター ☎ 82-6218